

変動金利定期預金規定

2020年4月1日現在

1. (自動継続)

(1) 自動継続扱いのこの預金の継続後の利率は、下記によります。

- ① 継続後の元金が1,000万円未満のこの預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型) (以下「スーパー定期」といいます。)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。
- ② 継続後の元金が1,000万円以上のこの預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(以下「大口定期預金」といいます。)の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続時における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

(2) ただし、この預金の継続後の利率について、前項の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

2. (利率の変更)

(1) この預金の利率は、下記によります。

- ① 預入金額が1,000万円未満のこの預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とするスーパー定期の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。
- ② 預入金額が1,000万円以上のこの預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする大口定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

(2) ただし、この預金の利率について、前項の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (利息計算方法)

(1) この預金は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に中間利払額を利息の一部として支払う方法(以下「単利型」といいます。)および6か月複利の方法(以下「複利型」といいます。)があります。

(2) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (利息：単利型)

(1) 単利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および証書または通帳記載の中間利払利率(前記第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間利払日数および証書または通帳記載の利率(前記第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金の利率については前記第1条の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を定期預金共通規定第11条第1項により満期日前に解約する場合および同条第3項または第4項により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

イ. 預入日の1年後の応当日または預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- (イ) 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- (ロ) 1年以上2年未満 約定利率×70%

ロ. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- (イ) 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- (ロ) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- (ハ) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- (ニ) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- (ホ) 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

5. (利息：複利型)

(1) 複利型のこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（前記第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については、前記第1条の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、自動継続扱いの場合は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を定期預金共通規定第11条第1項により満期日前に解約する場合および同条第3項または第4項により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満 解約日における普通預金利率
- ② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

6. (通知等)

届け出のあった氏名または名称・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上